

広島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
広島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領	広島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領
第1～第2 （略）	第1～第2 （略）
第3 （略）	第3 （略）
1～11 （略）	1～11 （略）
12 科目の免除	12 科目の免除
次に掲げる者が研修を受講する場合は、受講者の希望により、当該課程の研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。この場合、免除できる科目については、別紙1「居宅介護職員初任者研修等科目免除一覧」に定めるとおりとする。	<u>(1)</u> 次に掲げる者が研修を受講する場合は、受講者の希望により、当該課程の研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。この場合、免除できる科目については、別紙1「居宅介護職員初任者研修等科目免除一覧」に定めるとおりとする。
<u>(1) 居宅介護職員初任者研修過程</u>	
ア 介護サービス技能審査合格証書を有する者	ア 介護サービス技能審査合格証書を有する者
イ 1年以上の介護等の実務経験を有する者	イ 1年以上の介護等の実務経験を有する者
ウ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第2号及び第18号に掲げる者	ウ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第2号及び第18号に掲げる者
エ 健康生活支援講習等（旧 家庭看護法介助員養成講習等）を修了した者	エ 健康生活支援講習等（旧 家庭看護法介助員養成講習等）を修了した者
<u>(2) 同行援護（一般）過程</u>	
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了した者	
<u>(3) 前記(1)の介護サービス技能審査合格証書を有する者とは、技能審査認定規程（昭和48年労働省告示第54号）に基づく介護サービス技能審査に合格した者をいう。また、1年以上の介護等の実務経験を有する者とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ180日以上介護等の業務に従事した者をいう。</u>	<u>(2)</u> 介護サービス技能審査合格証書を有する者とは、技能審査認定規程（昭和48年労働省告示第54号）に基づく介護サービス技能審査に合格した者をいう。
<u>(4)～(7) （略）</u>	<u>(3)</u> 1年以上の介護等の実務経験を有する者とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ180日以上介護等の業務に従事した者をいう。
<u>(8) 前記(2)の要件の確認は、研修開始の前日までに満たしているものとし、その要件の確認は、受講者から「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了証明書の写し」の提出を求めて行うこと。</u>	<u>(4)～(7) （略）</u> <u>（新設）</u>
13～14 （略）	13～14 （略）
第4～第11 （略）	第4～第11 （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
<u>附 則</u> <u>（施行期日）</u>	<u>（新設）</u>
<u>1 この要領は、令和7年1月15日から施行する。</u>	

(経過措置)

2 この要領による改正後の広島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領第 12 の科目の免除(別紙 1 を含む) 及び様式 2 号の 2 (4) の同行援護従事者養成研修に関する規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に実施する研修から適用し、令和 7 年 3 月 31 日までに実施する研修においては、この要領の改正前の広島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領第 12 の科目の免除(別紙 1 を含む) 及び様式 2 号の 2 (4) の同行援護従事者養成研修に関する規定によるものとする。

(別紙 1)

1～6 (略)

7 同行援護(一般) 課程

<u>対象者</u>	<u>免除できる科目及び時間</u>	
<u>盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者</u>	<u>I 講義</u>	<u>3 視覚障害の理解と疾病② (0.5 時 間)</u> <u>5 視覚障害者 (児) 福祉の制度とサービス (1.5 時間)</u> <u>7 同行援護従業者の実際と職業倫理 (2.5 時間)</u>
	<u>II 講義・演習</u>	<u>3 代筆・代読② (0.5 時間)</u>
	<u>III 演習</u>	<u>2 誘導の基本技術② (3 時間)</u> <u>4 誘導の応用技術 (場面別・街歩き) ② (1 時間)</u>

8～9 (略)

様式第 1 号～様式 2 号の 2 (3) (略)

(別紙 1)

1～6 (略)

7 同行援護(一般) 課程

免除科目なし

8～9 (略)

様式第 1 号～様式 2 号の 2 (3) (略)

様式第 2 号の 2(4)

研修カリキュラム

課程： 同行援護（一般）課程 研修名称：

科目名			必須 履行時間	時間数	備考
講義	1	外出保障	1		
	2	視覚障害の理解と疾病①	1		
	3	視覚障害の理解と疾病②	0.5		
	4	視覚障害者（児）の心理	1		
	5	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5		
	6	同行援護の制度	1		
	7	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5		
計			8.5		
講義・演習	1	情報提供	2		
	2	代筆・代読①	1		
	3	代筆・代読②	0.5		
計			3.5		
演習	1	誘導の基本技術①	4		
	2	誘導の基本技術②	3		
	3	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4		
	4	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1		
	5	交通機関の利用	4		
計			16		
合計時間数			28		

様式第 2 号の 2(4)

研修カリキュラム

課程： 同行援護（一般）課程 研修名称：

科目名			必須 履行時間	時間数	備考
講義	1	視覚障害者（児）福祉サービス	1		
	2	同行援護の制度と従業者の業務	2		
	3	障害・疾病の理解①	2		
	4	障害者（児）の心理①	1		
	5	情報支援と情報提供	2		
	6	代筆・代読の基礎知識	2		
	7	同行援護の基礎知識	2		
計			12		
演習	1	基本技能	4		
	2	応用技能	4		
計			8		
合計時間数			20		

研修カリキュラム

課程： 同行援護（応用）課程

研修名称：

科目名			必須 履行時間	時間数	備考
講 義	1	サービス提供責任者の業務	1		
	2	様々な利用者への対応	1		
	3	個別支援計画と他機関との連携	1		
	4	業務上のリスクマネジメント	1		
	5	従業者研修の実施	1		
	6	同行援護の実務上の留意点	1		
合計時間数			6		

- ※ 該当の課程について記入すること。（同行援護（一般）課程と同行援護（応用）課程を同時並行的に実施する場合にあっては、両課程について記入すること。）
- ※ 定められた時間数以上に実施する場合は、時間数に下線を記入すること。
- 定められた科目以外に実施する独自の科目がある場合は、適宜欄を設けて記入すること。

様式第2号の2(5)～様式第7号 （略）

研修カリキュラム

課程： 同行援護（応用）課程

研修名称：

科目名			必須 履行時間	時間数	備考
講 義	1	障害・疾病の理解②	1		
	2	障害者（児）の心理②	1		
計			2		
演 習	1	場面別基本技能	3		
	2	場面別応用技能	3		
	3	交通機関の利用	4		
計			10		
合計時間数			12		

- ※ 該当の課程について記入すること。（同行援護（一般）課程と同行援護（応用）課程を同時並行的に実施する場合にあっては、両課程について記入すること。）
- ※ 定められた時間数以上に実施する場合は、時間数に下線を記入すること。
- 定められた科目以外に実施する独自の科目がある場合は、適宜欄を設けて記入すること。

様式第2号の2(5)～様式第7号 （略）

誓約書

年 月 日

広島県知事 様

主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

1 申請者が次のいずれにも該当しないことを

誓約します ・ 誓約しません

(広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱第 4 条第 2 項)

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 22 条及び第 22 条の 2 に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 「広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱」第 17 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

(3) 広島県知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、アからウまでに掲げる研修又は研修の事業を行う者（以下「研修事業者」という。）としての指定等を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

ア 「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第 1 条第 3 号から第 7 号及び第 20 号に規定する研修として指定等を受けた研修又は研修事業者

イ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者

ウ 「難病特別対策推進事業について」（平成 10 年 4 月 9 日付健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第 7 の 4 の(6)に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者

(4) 障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

(5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

(6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。

(7) 第 2 号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者

(8) 居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、都道府県知事等が実施する検査等が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査等の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が当該申請者に当該検査等が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者

(9) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者

(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 第 1 号に該当する者

ウ 第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

エ 第 7 号及び第 8 号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)において、その代表者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者

オ 労働に関する法律の規定であって障害者総合支援法施行令第 22 条の 2 に定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(11) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 6 条に基づき、指定を受けた研修又は研修事業者で、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 7 条に該当する者

2 研修の認定を受けるにあたって、広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱、広島居宅介護職員初任者研修等事業実施要領その他関係法令等を遵守することを

誓約します ・ 誓約しません

(以下省略)

誓約書

年 月 日

広島県知事 様

主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

1 申請者が次のいずれにも該当しないことを

誓約します ・ 誓約しません

(広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱第 4 条第 2 項)

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 22 条及び第 22 条の 2 に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 「広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱」第 17 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

(3) 広島県知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、アからウまでに掲げる研修又は研修の事業を行う者（以下「研修事業者」という。）としての指定等を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

ア 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第 1 条第 3 号から第 7 号及び第 20 号に規定する研修として指定等を受けた研修又は研修事業者

イ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者

ウ 「難病特別対策推進事業について」（平成 10 年 4 月 9 日付健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第 7 の 4 の(6)に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者

(4) 障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

(5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

(6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。

(7) 第 2 号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者

(8) 居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、都道府県知事等が実施する検査等が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査等の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が当該申請者に当該検査等が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者

(9) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者

(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 第 1 号に該当する者

ウ 第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

エ 第 7 号及び第 8 号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)において、その代表者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者

オ 労働に関する法律の規定であって障害者総合支援法施行令第 22 条の 2 に定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(11) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 6 条に基づき、指定を受けた研修又は研修事業者で、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 7 条に該当する者

2 研修の認定を受けるにあたって、広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱、広島居宅介護職員初任者研修等事業実施要領その他関係法令等を遵守することを

誓約します ・ 誓約しません

(以下省略)